

官公需適格組合制度は、事業協同組合や協業組合等の組合が官公需の受注に対し意欲的で、かつ受注した契約は、品質管理に万全を期し十分責任を持って実施できる経営基盤（組織体制、財政状況等）があることを中小企業庁（新潟県では関東経済産業局が所管）が証明する制度です。その証明基準は下記のとおりです。

1. 物品納入等の証明基準

- ①共同事業が、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
- ②官公需の発注について熱心な指導者がいること。
- ③常勤役職員が1名以上いること。
- ④共同受注委員会が設置され、かつ適正な運営が行われていること。
- ⑤役員と共同受注した案件を実施した組合員が連帯責任を負うこと。
- ⑥検査員を置くなど検査体制が確立されていること。
- ⑦組合運営を円滑に行うに足りる経常的収入があること。
- ⑧組合又は組合員が、予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。
- ⑨組合又は組合員が暴力団、若しくは組合の役員等が暴力団員、暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有することに該当する事実がないこと。